

仙台市国民健康保険 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・ 第4期特定健康診査等実施計画策定に係る医療費等分析業務委託仕様書

仙台市国民健康保険 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画策定に係る医療費等分析委託業務（以下「本業務」という。）の実施については、次のとおり行うものとする。

1 業務の名称

「仙台市国民健康保険 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画策定に係る医療費等分析業務」

2 業務の目的

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者は、特定健診等の実施に関する計画を定めることとされ、平成20年3月に「仙台市国民健康保険特定健康診査等実施計画」、平成25年6月に「仙台市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画」を策定した。

また、平成25年6月14日閣議決定の「日本再興戦略」において、医療保険者は、レセプト情報等のデータ分析に基づいて保健事業をPDCAサイクルで効果的、効率的に実施するための「データヘルス計画」を策定し、保健事業を推進することの方針が示され、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」が改正されたことを受け、平成28年4月、「仙台市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定した。

「仙台市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画」及び「仙台市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」の計画期間が平成30年3月に終了したことに伴い、平成30年3月に、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「仙台市国民健康保険 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画」（以下「第2期データヘルス計画等」という。）を策定、令和2年度に中間評価を行い、被保険者の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防に取り組んできた。

「第2期データヘルス計画等」の計画期間が令和6年3月で終了することから、令和6年度から令和11年度の6か年を計画期間とする「仙台市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画」（以下「第3期データヘルス計画等」という。）の策定を行い、本市における被保険者の健康の保持増進を図る。

3 委託の期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 本市国民健康保険被保険者の特性把握
- (2) 医療費等分析項目

疾病別医療費・有病者数・一人当たり医療費、高額レセプトの疾病傾向、糖尿病腎症

(人工透析) の状況, 重複・頻回受診状況その他必要と思われる分析項目

(3) 特定健康診査・特定保健指導分析項目

特定健康診査の受診・有所見者状況, 特定保健指導の利用状況・効果その他必要と思われる分析項目

(4) 特定健康診査・特定保健指導データとレセプトデータを組み合わせた分析項目

特定健康診査受診者と未受診者の医療費の状況, 特定健診検査値高値者の医療機関受診状況その他必要と思われる項目

(5) 健康課題の抽出, 保健事業の提案

上記分析結果より, 本市国民健康保険被保険者の健康課題を抽出し, 保健事業の提案を行うこと。なお, 保健事業については, 本業務内容には, 含めないこと。また, 業務委託及び新たなシステムの導入を前提とせず, 本市で行える範囲での提案を行うこと。

(5) 計画作成支援

上記分析結果を踏まえ, 医療費等分析結果の報告及び説明, 本市における次期計画の作成支援を行うこと。

(6) その他

分析期間については, レセプトデータが令和5年3月診療分から過去最低1年分とし, 特定健康診査データが令和4年度受診分から過去最低1年度分とすること。

なお, 医療費等の分析にあたっては, 現行計画における分析項目を参考とすること。また, KDB(国保データベース)システムのデータを活用すること。

5 提供データ

(1) レセプトデータ (令和2年4月診療分～令和5年3月診療分) 約 310,000 件/年

医科…「21_RECODEINFO_MED.CSV」

DPC …「22_RECODEINFO_DPC.CSV」

歯科…「23_RECODEINFO_DEN.CSV」

調剤…「24_RECODEINFO_PHA.CSV」

(2) 特定健康診査データ (令和2年度～令和4年度受診分) 約 64,000 件/年

FKAC131 特定健診受診者 CSV ファイル

FKAC163 特定健診結果等情報作成抽出 (健診結果情報) ファイル

FKAC164 特定健診結果等情報作成抽出 (その他の結果情報) ファイル

(3) 被保険者資格データ 被保険者数 181,084 人/令和5年3月末時点

特定健診資格情報管理…「KDIF015.csv」

(4) KDB システムデータ及び帳票

6 成果品の納品

(1) 医療費等分析報告書 (A4判, 印刷製本したもの): 20部

(2) 医療費等分析結果 (電子媒体。PowerPoint及びExcel形式。CD-R又はDVD-R)
: 1枚

(3) データ分析の過程で得られた統計資料等 (電子媒体。Microsoft Excel形式。)

CD-R又はDVD-R)：1枚

7 納品期限

令和5年10月27日(金)

8 契約後のスケジュール(予定)

令和5年 7月 データ提供

10月 医療費等分析報告書納品, 分析結果の報告及び保健事業の提案

～令和6年 3月 次期計画の作成支援

9 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、一部でかつ主要な部分を除き、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

10 成果品の利用及び著作権

(1) 受託者は、本市に対し、本業務の成果品に関するすべての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。)を譲渡するものとする。

(2) 本市は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

11 個人情報の保護

本業務実施にあたっては、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」及び「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」、「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」の内容を遵守すること。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

12 クラウドサービスの利用

本業務実施にあたって、クラウドサービスを利用する場合は、以下に示す全ての要件を満たすクラウドサービスを利用すること。

(1) 個人情報を閲覧できるシステム管理者等がサービスを利用する場合に、複数要素認証が行われること。

(2) 個人情報を閲覧する可能性のある端末(受注者が利用する管理端末等)に行政

情報を保存しない運用とすること。

- (3) クラウドサービスの利用にかかる法律関係は、国内法が適用されること。
- (4) 管理端末とクラウドサービスが提供するサイバー空間に至る情報の流通経路全般にわたり、通信が暗号化されていること。
- (5) 裁判管轄として国内の裁判所が指定されていること。
- (6) 契約終了時において、クラウドサービスに保存したデータの消去ならびにデータ再現不可能性にかかる確実性が担保されていること。(具体的には、データ消去はNIST-SP800-88, 又はDoD5220-22M の規格に準拠した方法にて行い, そのことについて消去証明書を提出できること。)
- (7) 事業の実施場所は国内であること。バックアップを含め、データが保存されるデータセンターのリージョンは国内のみであること。
- (8) クラウドサービスに対応したセキュリティ認証 (ISMAPまたはISMS) を取得していること。
- (9) ISMAPまたはISMSの認証を取得していない場合、サービスの利用に際し、ワンタイムパスワードを採用すること。
- (10) クラウドサービス上で個人情報を保存する場合は、クラウドサービスの機能等により暗号化すること。暗号化はCRYPTREC「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト」に記載の電子政府推奨暗号リスト内の暗号化方式を利用すること。

13 その他

この業務委託仕様書に定めのない事項及び様式等は、必要に応じ、本市と受託者が協議の上、定める。